

# 川南町農業委員会 総会議事録

1 日 時 令和7年10月30日(木) 開会 午前 9時00分  
閉会 午前11時00分

2 場 所 川南町役場 別館3階 第5会議室

## 3 出席委員

(委員)

1番	山下 栄	2番	森 信幸	3番	長友 順子
4番	井尻 恵雄	5番	戸高 一志	6番	橋口 裕二
7番	佐光 真美	8番	河野 博子	9番	杉尾 英敏

(農地利用最適化推進委員)

10番	江藤 宗武	11番	佐藤 伸義		
13番	河野 伊栄雄	14番	林田 泰代	15番	樽見 一寛
16番	黒木 正行	17番	有澤 章	18番	阿部 洋子

## 4 欠席委員

12番 永友 昭

## 5 議事日程

第1	諸報告	
第2	会議録署名委員の指名	
第3	会期の決定	
第4	議案第42号	農地法第3条の規定による申請の許可について
第5	議案第43号	農地法第5条の規定による申請の承認について
第6	議案第44号	農用地利用集積等促進計画(所有権移転)の承認について
第7	議案第45号	農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について
第8	議案第46号	非農地証明願の承認について
第9	その他(行事予定)	

6 会議録署名委員 8番 河野 博子 9番 杉尾 英敏

## 7 職務のため出席した者の氏名

事務局長	今井 孝洋	局長補佐	米田 正清	係長	緒方 恵美
主事	河野 睦				

川南町農業委員会10月定例総会

項目	発言者	内容
あいさつ	議長	皆様、おはようございます。 ＜ あいさつ ＞ それでは、10月の定例総会を始めます。
諸報告	議長	【日程第1】「諸報告」を議題とします。諸報告を局長が行います。
	局長	議長、局長。 それでは、10月の諸報告をさせていただきます。  3日、西都児湯市町村農業委員会連絡協議会「創立60周年の集い」が高鍋町で開催されました。  10日、農家相談日でした。 後ほど、担当委員は報告をお願いします。  14日、宮崎県農業会議常設審議委員会が宮崎県トラック協会で開催され、会長が出席されました。  21日、農地転用等審査会、第2小委員会を開催しました。  22日、宮崎県農業委員、農地利用最適化推進委員全体研修会がメディキット県民文化ホールで開催されました。  本日、10月定例総会であります。 以上でございます。
報告 農家相談	議長	農家相談について、担当委員の報告をお願いします。
	10番	議長、10番。 10月10日、午前9時より役場第3会議室で8番委員と農家相談を行いました。相談件数は、2件でした。 ＜農家相談 報告＞
	議長	諸報告が終わりましたが、承認することよろしいでしょうか。  (異議なしの声)
	議長	諸報告は、承認することといたします。

川南町農業委員会10月定例総会

項目	発言者	内容
会議録署名 委員指名	議長	<p>【日程第2】「会議録署名委員の指名」でございますが、            本日は、 8番 河野 博子(かわの ひろこ)委員            9番 杉尾 英敏(すぎお ひでとし)委員            を指名いたします。</p>
会期の決定	議長	<p>【日程第3】「会期の決定」でございますが、本日1日限り            したいと思います。御異議はありますか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
	議長	<p>本日1日限りいたします。</p>

川南町農業委員会10月定例総会

項目	発言者	内容
議案第42号 3条許可	議長	【日程第4】議案第42号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第42号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の許可申請件数は、10件でございます。 申請人、該当農地及び耕作する者の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、申請案件に対する農地法第3条許可の御決定をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明をいただき、審議を進めてまいります。
	議長	1号。
1号 補足説明	1番	議長、1番。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。製茶業を行っていた渡人が事業をやめるということで土地を整理している様です。当該地はその一部で登り口と霧島地区の間にある土地です。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議よろしくお願いいたします。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号については、許可することといたします。

川南町農業委員会10月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	次に、2号。
2号 補足説明	17番	議長、17番。 2号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。受人と渡人は兄弟で、これまで受人が管理していた土地になります。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議よろしくお願ひいたします。
	議長	2号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	2号 については、許可することといたします。
	議長	次に、3号。
3号 補足説明	16番	議長、16番。 3号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、大久保の体育館から番匠の方に降りて行って坂を降りきったとこの右側の土地になります。受人はこれまで農業はしていませんが、今後は、営農するということです。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議よろしくお願ひいたします。
	議長	3号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。

川南町農業委員会10月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	3号 については、許可することといたします。
	議長	次に、4号。
4号 補足説明	4番	議長、4番。 4号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。渡人と受人は親子になります。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願ひいたします。
	議長	4号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	4号 については、許可することといたします。
	議長	次に、5号。
5号 補足説明	14番	議長、14番。 5号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。渡人と受人は親子になります。4号と同じ親子なのですが、4号の渡人、5号の渡人ともに体調が悪くなり、次男の受人に経営移譲するということでの贈与になります。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願ひいたします。
	議長	5号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

川南町農業委員会10月定例総会

項目	発言者	内容
	15番	議長、15番 受人の経営面積が0となっていますが、農業をやっているのですか。
	事務局	議長、事務局 4番、5番の案件につきましては、受人の親である渡人が認定農家の代表となっており、奥さんと受人が家族従事者として構成されております。
	議長	他にありませんか。ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	5号 については、許可することといたします。
	議長	次に、6号。
6号 補足説明	6番	議長、6番。 6号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。申請人は親戚関係でありまして、以前から耕作されていたようで、この度、渡人から贈与されることになったとのこと。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしく願いいたします。
	議長	6号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	6号 については、許可することといたします。
	議長	次に、7号。

川南町農業委員会10月定例総会

項目	発言者	内容
7号 補足説明	7番	<p>議長、7番。</p> <p>7号 について補足説明いたします。</p> <p>内容は記載のとおりです。受人と渡人の土地を交換するものです。おじいさんの代から口約束で交換されていたもので、名義を変えていなかったもので、前からきちんとしていた方がいいですよとは言っていたのですが、そのままになっており、前回の中間管理の更新の確認に行った際に再度この話をしたところ、今回のこの申請があがってきたものです。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議よろしく願いいたします。</p>
	議長	<p>7号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p>
	議長	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p>
	議長	<p>7号 については、許可することといたします。</p>
	議長	<p>次に、8号。</p>
8号 補足説明	8番	<p>議長、8番。</p> <p>8号 について補足説明いたします。</p> <p>内容は記載のとおりです。先ほどの7号の交換の件になります。交換面積に差があることについては、二人の間で納得しているとのことでした。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議よろしく願いいたします。</p>
	議長	<p>8号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p>
	議長	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>

川南町農業委員会10月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	8号 については、許可することといたします。
	議長	次に、9号 。
9号 補足説明	2番	議長、2番 。 9号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、坂の上のトレーニングハウスのそばです。受人はトレーニングハウスの卒業生で夏場の収入のない時期に野菜を作りたいとのこと。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議よろしくお願いたします。
	議長	9号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	9号 については、許可することといたします。
	議長	次に、10号 。
10号 補足説明	5番	議長、5番 。 10号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、多賀小学校の南側から上に上がっていくと金鶏農場がありますが、それをしばらく行くと下り坂になります。周囲は木が生い茂って農地があるようには見えませんが、ここが今回申請のあっているところです。渡人は高齢で施設に入っており、息子がいるのですが、農業はしないということで、今回の申請があがっております。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議よろしくお願いたします。

川南町農業委員会10月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	10号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	10号 については、許可することといたします。

川南町農業委員会10月定例総会

項目	発言者	内容
議案第43号 5条承認	議長	【日程第5】 議案第43号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第43号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の承認申請件数は、3件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第2小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第2小委員会の委員長報告を求めます。
委員長報告	7番	議長、7番。 第2小委員会の委員長報告を行います。 10月21日の午前9時から第3会議室において事務局の説明を受け、現地調査を行いました。1号については、許可相当。2号、3号については、始末書を付けての申請ですが、許可相当と判断しました。担当委員の説明を受け、御審議ください。
	議長  議長	第2小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。  1号。
1号 補足説明	2番	議長、2番。 1号 について補足説明いたします。

川南町農業委員会10月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>場所は、坂の上のごみの中継施設のそばで、牛を飼っている方になります。受人と渡人は甥とおじに当たりますけれども、一緒に牛養いをしておりまして、甥が農家住宅を建てるということでの贈与となっております。集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えている農地という理由から第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、第1種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められる場合であることから不許可の例外であると考えられます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願ひいたします。</p>
	議長	<p>1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p>
	議長	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p>
	議長	<p>1号 については、承認することといたします。</p>
	議長	<p>次に、2号 。</p>
2号 補足説明	17番	<p>議長、17番 。</p> <p>2号 について補足説明いたします。</p> <p>内容は記載のとおりです。受人と渡人は兄弟でありまして、受人は当該地のすぐ横に住宅を建てて住んでおりますが、住宅の一部と進入路、駐車場が転用許可が必要と知らずにこれまで過ごしてきました。法令理解不足が原因であり、浅はかだったと反省しております。既存の施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないものであり、始末書の提出もありますので、追認できるものと判断されます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願ひいたします。</p>
	議長	<p>2号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p>

川南町農業委員会10月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	2号 については、承認することといたします。
	議長	次に、3号 。
3号 補足説明	5番	議長、5番 。 3号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。申請地の農地区分は、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべきとして定められた農地という理由から農用地区域内農地と判断されますが、農用地利用計画において指定された用途に供する場合であるため立地基準を満たし、かつ一般基準も満たすため許可相当と判断されます。始末書の提出もあり、追認できるものと判断されます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。が、当該倉庫の一部が北側の開拓財産を跨いで建っている状態であるため、待ったがかかっています。詳細は事務局が説明します。
	事務局	議長、事務局 当該案件について、補足説明いたします。本5条案件の農業用倉庫が開拓財産にはみ出しているということで、所有権が変わったのちに開拓財産の払下げ申請をする予定でしたが、県から連絡があり、払下げの確実性がないと許可が困難ということです。転用自体は問題ないということです。本案件は一旦保留としていただき、今後、開拓財産の払下げの確実性が見込まれた時点で再度、採決を行っていただきたいと思います。以上です。
	議長	3号 について、担当委員と事務局の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、この案件は保留ということにしたいと思います。よろしければ、挙手をお願いします。
	議長	3号 については、保留とすることといたします。

川南町農業委員会10月定例総会

項目	発言者	内容
議案第44号 促進(所有権)	議長	【日程第6】議案第44号 「農用地利用集積等促進計画(所有権移転)の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第44号 「農用地利用集積等促進計画(所有権移転)の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第11項の規定により、別紙、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するため、計画の承認を求めるものでございます。 本案件の申請件数は、4件でございます。 申請人、該当農地、所有権移転の内容は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、設定された農用地利用集積等促進計画の御承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。
	議長	1号、2号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
1号、2号 補足説明	17番	議長、17番。 1号、2号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。受人は認定農業者であり、当該地の隣に農地を持っており、稲作を営んでおります。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	1号、2号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。

川南町農業委員会10月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	1号、2号 については、承認することといたします。
	議長	3号、4号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
3号、4号 補足説明	9番	<p>議長、9番。</p> <p>3号、4号 について補足説明いたします。</p> <p>内容は記載のとおりです。場所は、下野田の新しい道路の一個西側の道路から入っていった南側の川沿いの農地になります。この案件は、8月ごろ、8番委員から連絡があり、渡人から売りたいと相談を受けているので買手はいないかという話があったものです。今回の買手から買ってほしいという情報を受けまして、売手と買手両方に話に行きました。金額を見てもらうと安いのですが、この土地は非常に石が出るということ、うち一筆の三角地は隣が別の人の農地でその横は排水路があり、そこへの侵入は狭い入り口があるだけで大型機械が入れなく耕作ができない状態になっていることからです。そんな状況なので金額はどうか言うことはなく、受人にお願いしますということでした。特例事業規程の要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。</p>
	議長	3号、4号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	3号、4号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会10月定例総会

項目	発言者	内容
議案第45号 促進(中間管理権)	議長	【日程第7】議案第45号 「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第45号 「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第11項の規定により、別紙、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するため、計画の承認を求めるものでございます。 本案件の申請件数は、64件でございます。 内訳は、更新が1号から48号までの48件、新規が49号から64号までの16件でございます。 申請人、該当農地、設定する利用権は、別紙記載のとおりでございます。 新規案件につきましては、担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、設定された農用地利用集積等促進計画の御承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。
	議長	1号から48号 までの更新案件について、御意見、御質問はございませんか。
1号から48号	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号から48号 については、承認することといたします。
	議長	引き続き、49号からの新規案件について、担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。
	議長	49号、50号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。

川南町農業委員会10月定例総会

項目	発言者	内容
49号、50号 補足説明	16番	<p>議長、16番。 49号、50号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。この土地は借手が以前から借りていたのですが、今回、中間管理を通しての貸借になります。5年間の貸借となっていますが、貸手が定年退職が近いので途中で農業をやるかもと言われておりました。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議方よろしく願いいたします。</p>
	議長	<p>49号、50号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p>
	議長	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p>
	議長	<p>49号、50号 については、承認することといたします。</p>
	議長	<p>51号、52号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。</p>
51号、52号 補足説明	8番	<p>議長、8番。 51号、52号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、六車農園さんとこと道を挟んだ東側になります。貸手は相続でその土地を受け継いだのですが、北海道に住んでいるので、今回の契約となりました。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議方よろしく願いいたします。</p>
	議長	<p>51号、52号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p>
	議長	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>

川南町農業委員会10月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	51号、52号 については、承認することといたします。
	議長	53号、54号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
53号、54号 補足説明	11番	議長、11番 。 53号、54号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。現地は、すでに借手が白菜を植えておりました。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議方よろしくお願いいいたします。
	議長	53号、54号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	53号、54号 については、承認することといたします。
	議長	55号、56号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
55号、56号 補足説明	11番	議長、11番 。 55号、56号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、JAの集荷場から山手の方にずっと上っていく広い道路がありますが、その道沿いに位置しております。現地を確認しましたが、ジャガイモを収穫した後で今はエンバクが植わっていました。借手に聞いたら、畑が荒れんように植えているとのことでした。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議方よろしくお願いいいたします。

川南町農業委員会10月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	55号、56号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	55号、56号 については、承認することといたします。
	議長	ここで 7番 委員の退室を求めます。 < 7番 委員退室 >
	議長	57号、58号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
57号、58号 補足説明	10番	議長、10番 。 57号、58号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、平田神社の鳥居のそばに一筆とその奥の方になります。借手を探していたので周辺で田をつくっている借手に相談したところ引き受けてくれたものです。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	57号、58号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	57号、58号 については、承認することといたします。
	議長	ここで 7番 委員の入室を許可します。 < 7番 委員入室 >

川南町農業委員会10月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	59号、60号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
59号、60号 補足説明	2番	議長、 2番 。 59号、60号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、協同ファームの豚舎のそばでして、奥の方で耕作されている方をお願いして借りてもらうことになりました。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	59号、60号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	59号、60号 については、承認することといたします。
	議長	61号、62号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
61号、62号 補足説明	9番	議長、 9番 。 61号、62号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、祝子塚の公民館から北の方にはずっと上がっていきまして、突き当たりますと左側に上がっていったところにある農地の一部になります。今まで芝屋に貸しておりましたが、もう引き上げるということで、今回の借手をお願いしたところでした。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	61号、62号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

川南町農業委員会10月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	61号、62号 については、承認することといたします。
	議長	63号、64号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
63号、64号 補足説明	17番	議長、17番。 63号、64号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。以前耕作されていた方がもう作らないということで借手が作るようになりました。この方は新規就農から3年目になり、現在本格的に農業をやられております。現地を見に行くと白菜の植付の準備をしておりました。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	63号、64号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	63号、64号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会10月定例総会

項目	発言者	内容
議案第46号 非農地証明	議長	【日程第8】 議案第46号 「非農地証明願いの承認について」を議題といたします。 提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第46号 「非農地証明願いの承認について」その提案理由を説明申し上げます。 本案件の申請件数は、1件でございます。 申請地の所在、地番、地目及び地積は、別紙記載のとおりであります。 調査担当第2小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第2小委員会の委員長報告を求めます。
委員長報告	7番	議長、7番。 第2小委員会の委員長報告を行います。 1号について、現地の調査を行いました。現地は、もう竹林になっており、周りは太陽光発電で、委員会としては非農地相当と判断しました。担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
	議長	第2小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。
	議長	1号。
1号 補足説明	16番	議長、16番。 1号について補足説明いたします。

川南町農業委員会10月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>内容は記載のとおりです。場所は、都の泉から海の方に100メートルくらい行ったところの左側になります。太陽光が二か所あるのですがその間が山になっております。申請人は80歳台になりますが、申請人の祖母の代まで野菜を作っていました。それから何十年と手つかずのままだったとのこと。竹も木も大きくなっていて農地として再生するには厳しい状況でした。申請地は、農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地であり、農地としての利用が著しく困難であることから、農地でないと判断されます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願ひいたします。</p>
	議長	<p>1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p>
	議長	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>1号 については、承認することといたします。</p>

川南町農業委員会10月定例総会

項目	発言者	内容
その他	議長	【日程第9】「その他」となっています。 何かありませんか。
	4番	議長、4番 《大雨のたびに排水がしきれず畑が洗い流されるところがある・改善すべきところがあるとの報告》 《あっせん順位について》
合意解約	事務局	議長、事務局。 「合意解約」について報告いたします。 売買のためが2件、耕作者の変更が1件、所有権移転が1件、自作のためが1件の計5件です。以上、報告します。
	議長	「合意解約」について報告がありました。 御意見、御質問はございませんか。
行事予定	事務局	議長、事務局。 「11月の行事予定」について報告いたします。 《行事予定》
	議長	「11月の行事予定」について報告がありました。 御意見、御質問はございませんか。
事務連絡	事務局	議長、事務局。 《農用地利用集積等促進計画の変更について》 《視察研修について1月21日、22日を予定している件》 《法人所有の遊休農地の件の進捗状況について》
	議長	事務局より説明がありました。 御意見、御質問はございませんか。では、私からお願いです。 1点目は、2月の総会日が27日となっているが26日に変更していただきたい。2点目は、あっせん依頼後の結果を依頼者へ報告してください。3点目は、タブレットの研修を行いたいと考えております。以上です。
	議長	他に何かありませんか。
	議長	すべての議事日程が終了しましたので、以上をもちまして、令和7年10月の定例総会を閉会いたします。御苦勞様でした。